参考資料４

解体・改修工事等に関わる行政手続き及びその件数

１　労働安全衛生法令における石綿に関する届出対象

・建築物・工作物等に係る

吹き付けられた石綿等や石綿含有保温材・耐火被覆材等の

除去、封じ込め、囲い込み（※１）　　　　　　　　　　　　 　11,906件

※１：平成29年（１～12月）。労働安全衛生規則第90条第５号の２及び石綿障害予防規則第５条に基づく届出の合計件数。

２　建設リサイクル法（※２）に基づく届出等の対象

・建築物に係る解体工事（80㎡以上）（※３）　　　　　　199,716件

・建築物に係る修繕・模様替工事（１億円以上等）（※４）

28,361件

・建築物に係る新築・増築工事（500㎡以上）（※５）

※２：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※３～５：平成29年度。建設リサイクル法第10条に基づく届出件数及び第11条の通知件数の合計。それぞれ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第２条第１項第１号、２号及び第３号のもの。

３　建築基準法に基づく建築確認の対象（※６）

・第１～３号建築物の建築や大規模な修繕・模様替　146,172件

・第４号建築物の建築　　　　　　　　　　　　　　414,553件

※６：特定行政庁及び指定確認検査機関によるものの合計（平成29年）。計画変更を除く。

（参考）リフォーム・リニューアル工事

増築　　　　　　　　　　　　　　　　　 25,822件

一部改築　　　　　　　　　　　　　　　 69,742件

改装・改修、維持・修理　　　　　　　9,689,218件

出典：平成28年度全数推計。国土交通省総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」（平成29年６月30日）